

通知

従業員罷役及臨時勤務規定

(一) 大正十二年九月三十日在籍ノ職員職工囑託ノ全員ニ同年十月一日以降罷役ヲ命ズ

假出勤中ノモノハ手續ヲ執ラザルモノトス

(二) 罷役ノ期間ハ月給職員ニケ月間日給職員及職工ニケ月間

トス

但シ其ノ期間ヲ延長スルコトアル可シ

違役期間中整理及復旧仕事ノ必要ニ應ジ臨時勤務ヲ命

ズルコトアルベシ

罷役ノ命セラレタルモノハ罷役期間満了日ニ於テ解雇ス

ルモノトス

罷役期間満了ノ日ニ於テ臨時勤務ニ終モハル限ニアラス